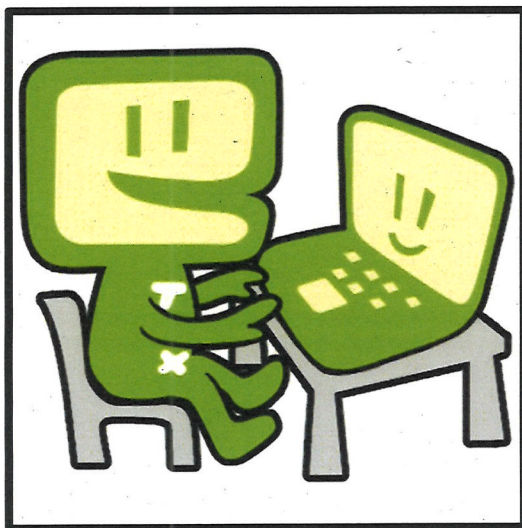


源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました



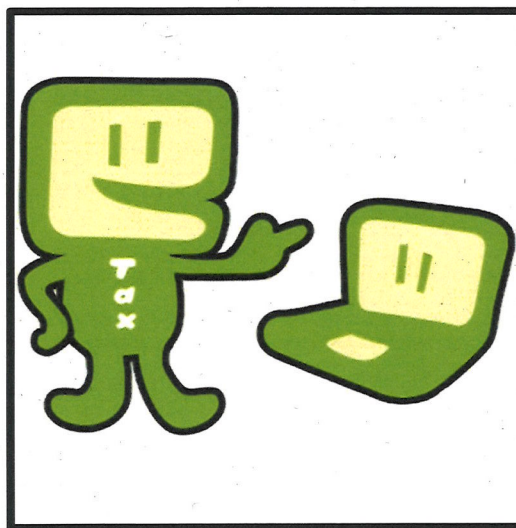
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB 版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部のみ

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



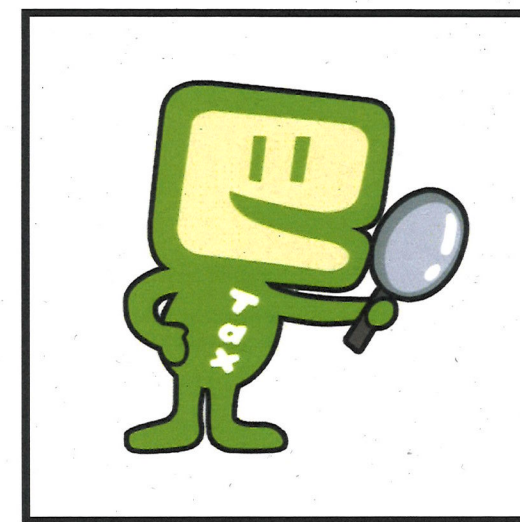
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

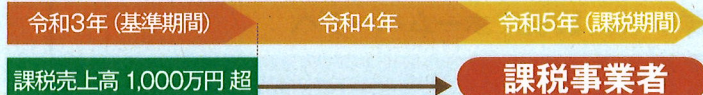
計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、**インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!**

計画的な納税資金の積立てには『**予納ダイレクト**』が便利です!

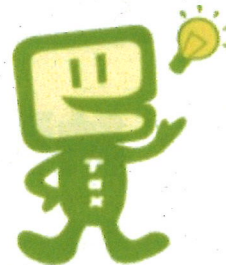
予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心! 確実!



定期的に
均等額を予納すると...



申告納税額

納期限

最後の納付が
少なくて済んだわ♪差額も
ダイレクト納付♪

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の
目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当 するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額 の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
年間課税 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

インボイス発行事業者の方!

『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ

売上げの
消費税額

売上げの
消費税額 $\times 80\%$
仕入れや
経費の
消費税額

売上税額の2割
納付する
税額

●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税 売上高	売上 税額	年間 税額	積立目安 月額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター

TEL0120-205-553

受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



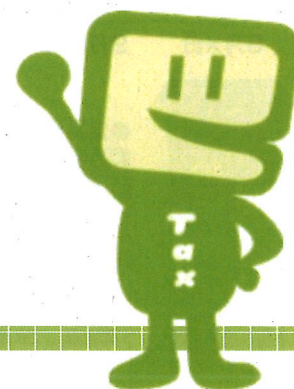
✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- クレジットカード納付
- インターネットバンキングによる納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、
国税庁
ホームページへ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、
国税庁ホームページへ



事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

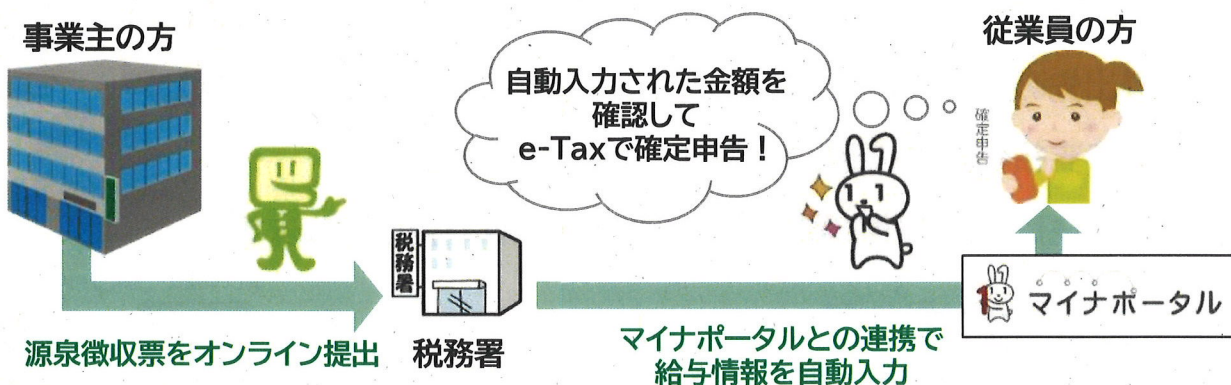
従業員の方の

オンライン提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- ☞ 事業主の皆さまから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力
の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合
が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- ☞ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方の
マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無い
ようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。 ➡

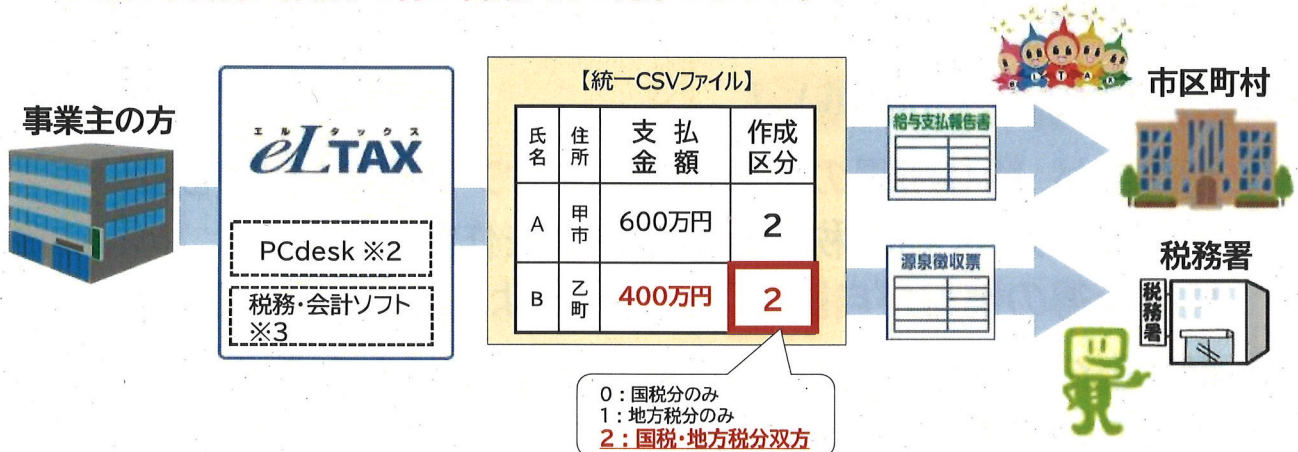


(国税庁ホームページ)

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

- ③ 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- ③ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト削減

負担軽減

便利

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

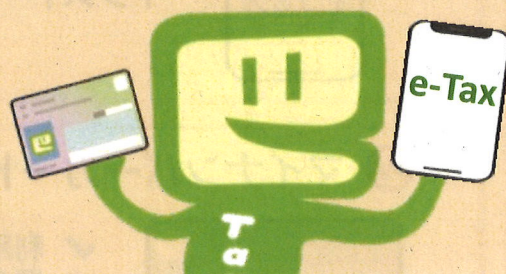


(e-Taxホームページ)

現金などをもらった方の 贈与税申告は スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

令和6年分 から
スマホで贈与税の申告ができます！

令和7年1月上旬 確定申告書等作成コーナーで公開予定



画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能！



次の内容で申告される方は
特におすすめです！

簡単

- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合は
パソコン向けの画面がスマートフォンで表示されます。

e-Taxのメリット 一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を
除きます

申告書を
データで保存可能

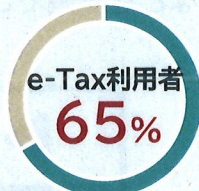


※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類は
スマホやパソコンから
PDFで送信可能



すでに**65%**の方が
e-Taxで申告！

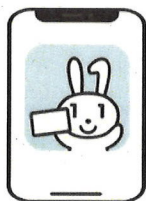


令和5年分 贈与税申告

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

1 スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



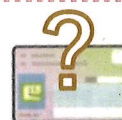
Androidの方

2 マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時の**マイナンバーカードの読み取りを省略**できます！



Androidのみ対応

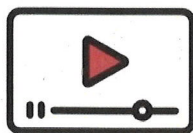


対応機種を確認

困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法
などを動画でご案内



タックスアンサー

税の質問に対する一般的な回答を自分に
合った状況やキーワードなどから調べる
ことができます



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



不動産を売却した場合の確定申告は

スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産の売却で譲渡所得（利益）がある場合、確定申告が必要です。

売却（譲渡） した金額	利益（譲渡所得）
	購入金額（取得費） + 売却費用（譲渡費用）

譲渡所得の
計算方法を
詳しく確認



申告が必要な方は、**スマホ** から
確定申告書等作成コーナー へ
アクセス



令和7年1月上旬以降
スマホの入力が簡単になります！

- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

e-Tax の 5つのメリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！



自宅から
申告可能



申告書を
データで保存可能



早期還付
(3週間程度で還付)

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で
還付



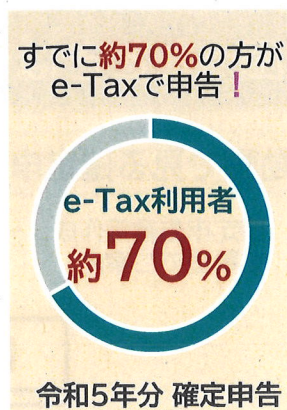
確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を
除きます



添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます



裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

① スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール

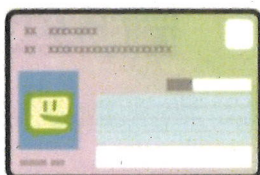


iPhoneの方



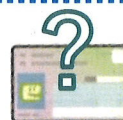
Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時のマイナンバーカードの読み取りを省略できます！



読み取り
不要

Androidのみ対応



対応機種を確認

▶ スマホ申告の際には、マイナポータル連携の利用が便利♪
（収入や控除の金額が自動入力できます）

- ・収入関係：給与、公的年金、株式の特定口座 など
- ・控除関係：医療費、ふるさと納税、生命保険 など

※ これらに関する証明書の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



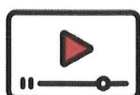
マイナポータル連携に
ついて詳しくはこちら



困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法など
を動画でご案内



チャットボット

ご質問したいことをメニューから選択するか、
自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)が
自動回答



税務職員ふたば



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



国税庁 法人番号7000012050002

R6.6

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



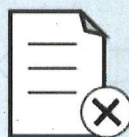
ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の **4社に3社** が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書

XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

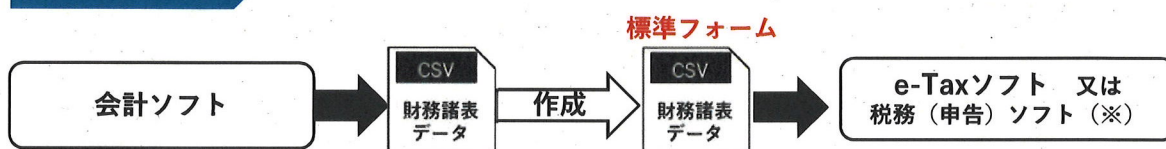
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。

作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

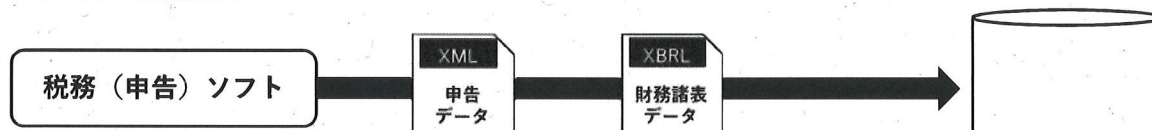
※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

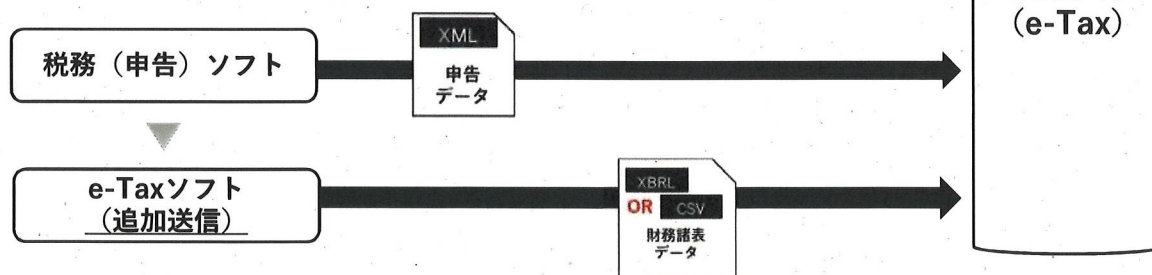


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



日々の経理がXXで効率化？

日々の大変な
経理業務を



デジタル化
で効率UP！



デジタル化の検討にあたって

IT導入補助金の活用

中小企業・小規模事業者が
デジタル化に活用できる
補助金です。

「サービス等生産性向上IT
導入支援事業」HPはこちら⇒



会計・請求業務のデジタル化にあたって

クラウド会計ソフト
を利用すると

ポイント
1 データで保存
ペーパーレスで
すっきり

ポイント
2 オンライン化で
リモートワーク対応

ポイント
3 データ連携や
自動仕訳で
生産性向上

ポイント
4 電子帳簿等保存制度
に対応できる

デジタルインボイス
(Peppol)
を利用すると

ポイント
1 取引相手の
システムを問わず
自動処理が可能

ポイント
2 会計ソフトと連動し
自動仕訳可能

ポイント
3 請求データの
自動処理で
入力ミス防止

デジタルインボイスへの
対応ソフトはこちら⇒

デジタルインボイス推進協
会（EIPA）ホームページをご
確認ください。



支援機関（無料相談窓口）の活用

デジタル化に関する困りごと
へ関係機関が無料相談窓口を
設け、支援を行っています。

国税庁HP「デジタル化に
関する相談窓口一覧」はこちら⇒



国税庁HP「事業者の
デジタル化促進」コー
ナーをご覧ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

令和7年6月